

事業系ごみの減量・搬入マニュアル

==== 事業所から排出されるごみの減量・適正処理に向けて ====

令和 5年 10月 改訂版



排出事業者責任について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条では、事業者の責務について次のとおり定められています。

1. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
2. 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努め、処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行い、適正な処理方法について情報を提供することにより、適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。
3. 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

目 次

目次	1
はじめに	2
1. 事業系ごみとは	3
2. 現状と課題	9
3. 事業系ごみの適正な処理方法	11
4. ごみ減量のメリット	15
5. ごみ減量と資源物の分別回収	16
6. 事業系ごみのQ&A	21

はじめに

小山広域保健衛生組合は、ごみ処理に関する施設の建設及び管理運営に関する事務を共同で行っている小山市、下野市、野木町（以下「構成市町」という。）と協働し、循環型地域社会の構築に向けたごみの発生抑制と資源化を推進しています。

平成28（2016）年4月から南部清掃センターの稼働により、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装（以下「プラ容器」という。）及び堆肥化・チップ化する剪定枝の収集を開始し、また平成28（2016）年10月から中央清掃センター第1期エネルギー回収推進施設の稼働による燃やすごみ焼却時の熱エネルギーとその余熱を利用した発電の開始、さらに平成31（2019）年4月より、リサイクルセンター稼働にあわせてびん・缶とペットボトルの別々のコンテナによる回収を開始するなど、ごみの減量化・資源化を推進してきました。

そのような中、中央清掃センターに搬入される燃えるごみが増えていることから、令和元（2019）年度策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中で、第2期エネルギー回収推進施設が稼働する令和9（2027）年までに、平成30（2018）年比で5,000t削減することを必達目標値としました。事業系ごみに関する個別目標としては、令和9（2027）年までに排出量1,900t削減すること（平成30（2018）年度比）を設定しました。

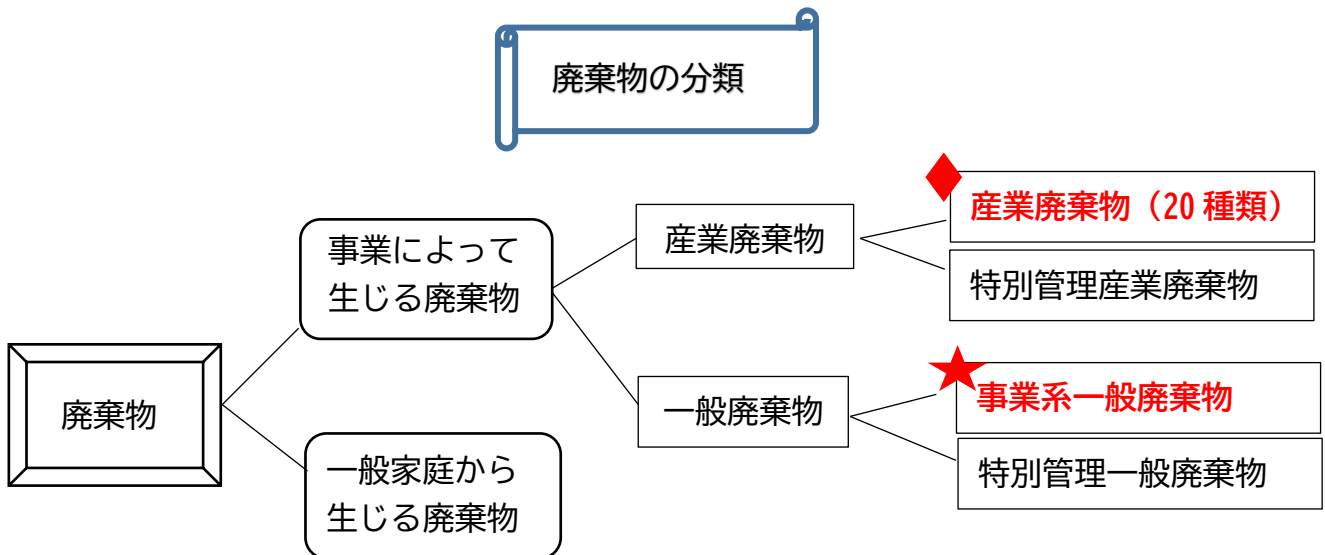
当組合管内のごみ減量必達目標を達成するためには、事業者皆さまのご協力が不可欠です。本マニュアルをご活用いただき、一層のごみの減量化・資源化に取り組みいただきますようお願いいたします。



1. 事業系ごみとは

『事業系ごみ』とは、事業活動に伴って発生するすべてのごみのことをいいます。家庭ごみと同じような種類のごみしか出ない場合であっても、事業系ごみとしての適正処理が必要です。家庭ごみの集積場所には一切出すことができません。

事業系ごみを家庭ごみとして出された場合不法投棄に該当します!!
廃棄物処理法第 25 条に基づき、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円
(法人にあっては 3 億円) 以下の罰金が科せられます。



『廃棄物』とは、通常社会生活において、いらなくなったものを言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます（法第 2 条第 2 項）。また、『産業廃棄物』とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の発生量やその物の性質から、法及び政令で定めるものをいい、これらに該当しない廃棄物を『一般廃棄物』といいます。

◆ **産業廃棄物とは**

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、法令の定める20種類の廃棄物を言います(法第2条第4項)。

全ての事業活動に伴うもの

種 類		具 体 例
1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
2	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液体のすべての合成高分子系化合物
7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
9	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶融炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
11	がれき類	工作物の新築・改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

特定の事業活動に伴うもの

種 類		具 体 例
13	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず

14	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、バーク類等貨物の流通のために使用したパレット類
15	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
17	動物系固形不要物	と畜場において処理した獣畜、食鳥処分場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）	

★ 事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物の内、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。




廃棄物処理法で事業系一般廃棄物と定めるもの

区分	具体例	搬入先
可燃ごみ	◎感熱紙等、資源化できない紙類 ◎草 ◎生ごみ ◎雑巾・ふきん・ウエス等	中央清掃センター ▶草は1日2 tが上限
生ごみ	◎野木町から発生したもの	南部清掃センター
可燃系粗大ごみ	◎畳 ◎カーペット	中央清掃センター
	◎木製家具	リサイクルセンター
資源物	◎新聞 ◎雑誌 ◎書類等、資源化できる紙類 ◎ダンボール ◎衣類、布類	発生元の所在地にある施設 小山市：中央清掃センター 下野市：リサイクルセンター 野木町：南部清掃センター
剪定枝	◎直径 20 c m、長さ 2mまで (一部対象外の植物があります)	南部清掃センター

原則、産業廃棄物であるが、当組合では事業系一般廃棄物とみなすもの

- ◎従業員の飲食に伴うプラ容器・包装、プラ製品、不燃系資源物
- ◎コンビニ、イトイン等のごみ箱で回収したごみのうち、分別、洗浄した資源物
- ◎発生元が個人宅のもので、契約書等により発生元が確認できるごみ
- ◎当組合が認める一部品目の産業廃棄物
- ◎少量のライター、乾電池などの一部の産業廃棄物(ただし、一斗缶1杯に限る)





■以下のごみについては、従業員等の飲食に伴うもの、または当組合が処理を要せずに資源化できるものに限り、事業系一般廃棄物とみなします。

区分	具体例	搬入先
可燃ごみ	<p>【廃プラスチック類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎プラマークのないラップフィルム ◎プラスチック製スプーン・フォーク ◎ストロー 	<p>中央清掃センター</p> 
不燃ごみ	<p>【金属くず、ガラスくず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎一斗缶 ◎飲料用のびん缶等の金属製のふた ◎総金属製のロッカーやキャビネットなどの什器、家具 	<p>リサイクルセンター</p> <p>▶PPバンドは外してください。</p>
不燃系資源物	<p>【金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎飲料用のびん缶類 【廃プラスチック類】 ◎飲料用ペットボトル 	<p>リサイクルセンター</p> <p>▶洗って分別してください。</p> <p>▶ペットボトルのラベルとキャップは外してください。</p>
プラスチック製容器包装	<p>【廃プラスチック類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ペットボトルのラベル・キャップ ◎弁当のプラ容器 ◎カップ麺等の容器 	<p>南部清掃センター</p> <p>▶プラマークのついたプラスチック製容器包装に限ります。</p> <p>▶汚れは落としてください。</p>

汚れており資源化できない資源物については、搬入をお断りさせていただきます。
 また、金属とそれ以外の材質の両方を使用している製品については、当組合施設にて処理を要するため、搬入をお断りさせていただきます。

■ **資源物の出し方**

資源物は家庭ごみと同じようにそれぞれ分別し出してください。

<p>可燃系資源物</p> <p>新聞・雑誌・ダンボール・古布・シュレッダーごみ等種類ごとに分別してください。</p> 	<p>ペットボトル</p> <p>ラベルとキャップを外して、ペットボトルは洗ってつぶさずに出してください。ラベルとキャップはプラ容器です。</p> 
<p>飲料用びん・缶</p> <p>キャップは外して、洗って出してください。キャップは金属なら不燃ごみです。</p> 	<p>プラスチック製容器包装（プラ容器）</p> <p>プラマークがついているものが対象です。汚れをきれいに落とし、水を切って出してください。</p> 

汚れており資源化できない、ペットボトル、飲料用のびん・缶やプラスチック製容器包装は産業廃棄物ですので、搬入をお断りさせていただきます。

■当組合が事業系一般廃棄物とみなす一部品目の産業廃棄物

以下の産業廃棄物については、事業者の利便性および廃棄物処理先の確保の観点から、事業系一般廃棄物とみなします。

品目名	具体例	搬入先
<p>金属製、ガラス製、陶磁器製の食器類および花器類</p>	<p>金属スプーン、陶磁器の皿、ガラスの花瓶 など</p>	<p>リサイクルセンター</p>
<p>金属製、ガラス製、陶磁器製の調理器具（家庭ごみに準じたもの）</p>	<p>包丁、フライパン、鍋 など ※業務用フライヤーなどの家庭ごみに準じないものは搬入不可。</p>	

品目名	具体例	搬入先
傘	手持ち傘、折り畳み傘、日よけパラソル など	リサイクルセンター
食料品の空き缶、空きびん	ツナ缶・コーヒー豆缶 ジャム瓶 など	
金属部品が使用されている文房具	ボールペン、ホッチキス、 カッターナイフ など	

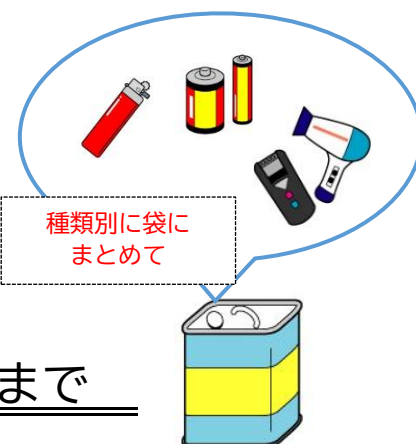
上記の事業系一般廃棄物とみなす品目以外の産業廃棄物については、原則搬入をお断りさせていただきますが、少量の産業廃棄物については下記の取り扱いをいたします。

少量のライター、乾電池など一部の産業廃棄物の取り扱い

当組合の処理施設では産業廃棄物の持ち込みは禁止しています。

ただし、利用者の利便性のため、以下のルールに基づき、少量の産業廃棄物を特別に受け入れます。

なお、ルール違反の横行や関係法令の改正に伴い事前の周知なく廃止される場合があります。



一回の持ち込みにつき 総量 一斗缶 1杯分まで

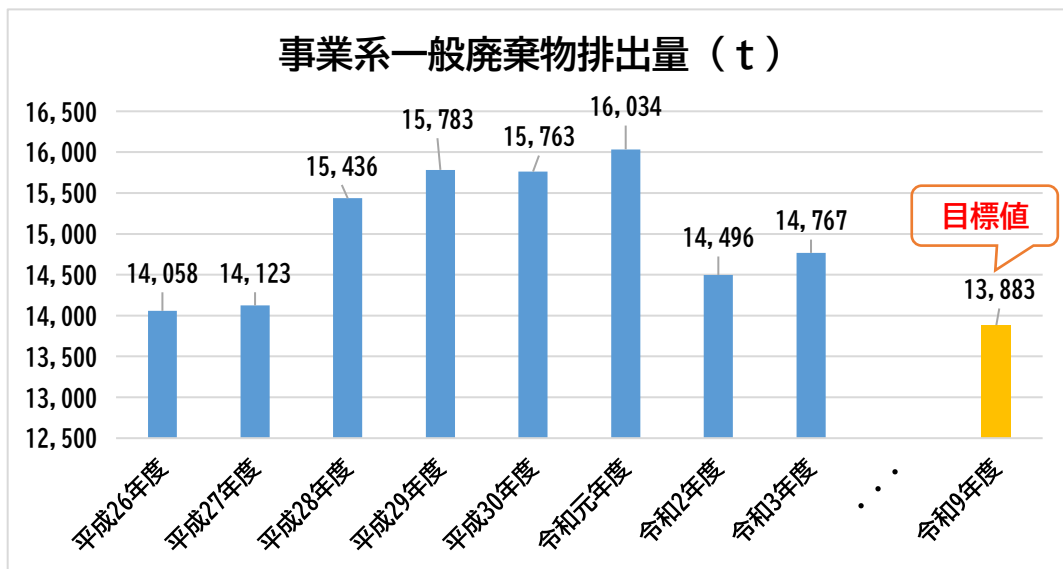
受け入れるもの	受け入れられないもの
<ul style="list-style-type: none"> ◎不燃ごみ（処理困難物を除く） ◎乾電池 ◎ライター ◎電球（水銀未使用のもの）、LED 電球 ◎小型家電（家電リサイクル法対象品不可、通常家庭から排出される製品のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ×粗大ごみ ×ボタン電池、リチウムイオン電池 ×スプレー缶、ガスボンベ ×蛍光管、蛍光灯 ×受入可能な品目以外のもの

2. 現状と課題

■事業系一般廃棄物排出量の推移

事業系一般廃棄物排出量は令和元(2019)年度をピークに、令和2(2020)年度は約1,538t減少しました。主な要因として、事業ごみの分別にご協力いただいている成果と、コロナ禍における事業活動の停滞が考えられます。しかし、コロナ禍も落ち着き、経済活動が再開されると微増傾向がみられます。

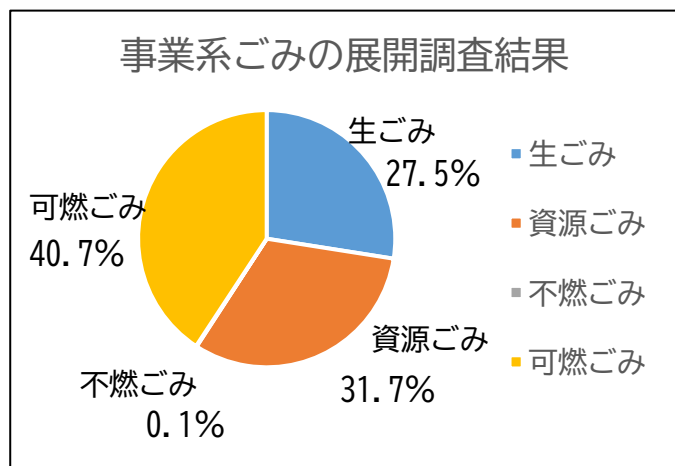
また、令和元(2019)年度策定した「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の中で、第2期エネルギー回収推進施設が稼働する令和9(2027)年までに、排出量1,900t削減すること(平成30(2018)年度比)を目標値として設定しましたので、引き続き、皆さまのご協力をお願いします。



※当組合施設への搬入実績より作成

■ごみ質調査の実施結果(令和2年(2020年)8月24~25日実施)

食品ロスの実態を中心に事業系収集運搬車8台(小山市・下野市各4台)の展開調査を行いました。その結果は、適合物である可燃ごみ(41%)と生ごみ(27%)が約7割を占めますが、分別をすれば資源となる古紙や産業廃棄物であるプラスチック製容器包装、ペットボトル、飲料用のびん・缶も約3割を占めていました。



処理不適物（異物）の混入例



金属

プラスチック製品
プラスチック容器包装品

可燃系資源物の混入例



段ボール



シュレッダーごみ



紙箱・厚紙

3. 事業系ごみの適正な処理方法

事業活動に伴って排出される廃棄物については、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、適正に処理する必要があります。

■ 3Rの推進

3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字Rをとった言葉です。



○ まずは、Reduce（リデュース：発生抑制）

ごみの減量には、ごみの発生そのものを抑えることが最も効果的です。

例：必要以上の包装や梱包を見直す。

使い捨ての紙コップではなく湯飲みやカップを利用する。

割りばしやペットボトルの代わりにマイ箸・マイボトルを利用する。

○ 次に、Reuse（リユース：再使用）

ごみが発生した場合に、すぐごみとして廃棄するのではなく、再使用できないか考えましょう。

例：ファイル等の事務用品を繰り返し使用する。

空き封筒を内部での文書送付用に使用する。

○ 最後に、Recycle（リサイクル：再生利用）

リデュース、リユースの結果、どうしてもごみになってしまうものは、最後の手段としてリサイクルできないか検討しましょう。リサイクルを進めるためには、正しく分別することが必要です。

例：分別排出用ボックスを設けリサイクルのための環境を整える。

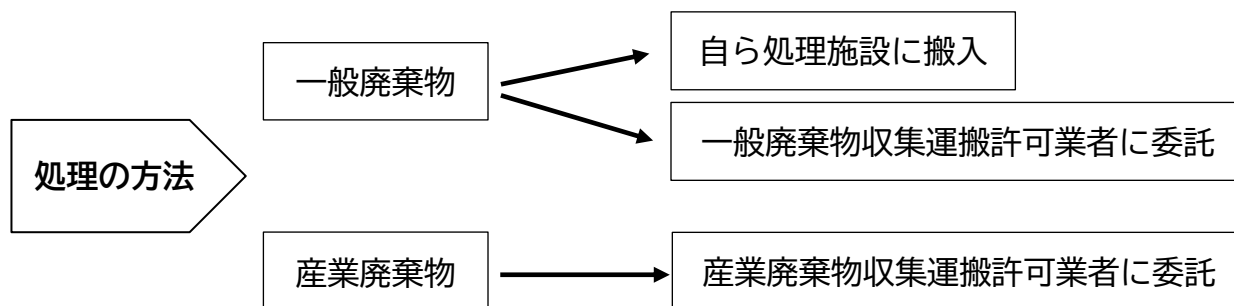
雑紙のリサイクルを行う。

食品残渣のたい肥化に取り組む。

ペットボトルやプラスチックごみの処理先としてリサイクル事業者を活用する。

■ 次に、適正に処理する

事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

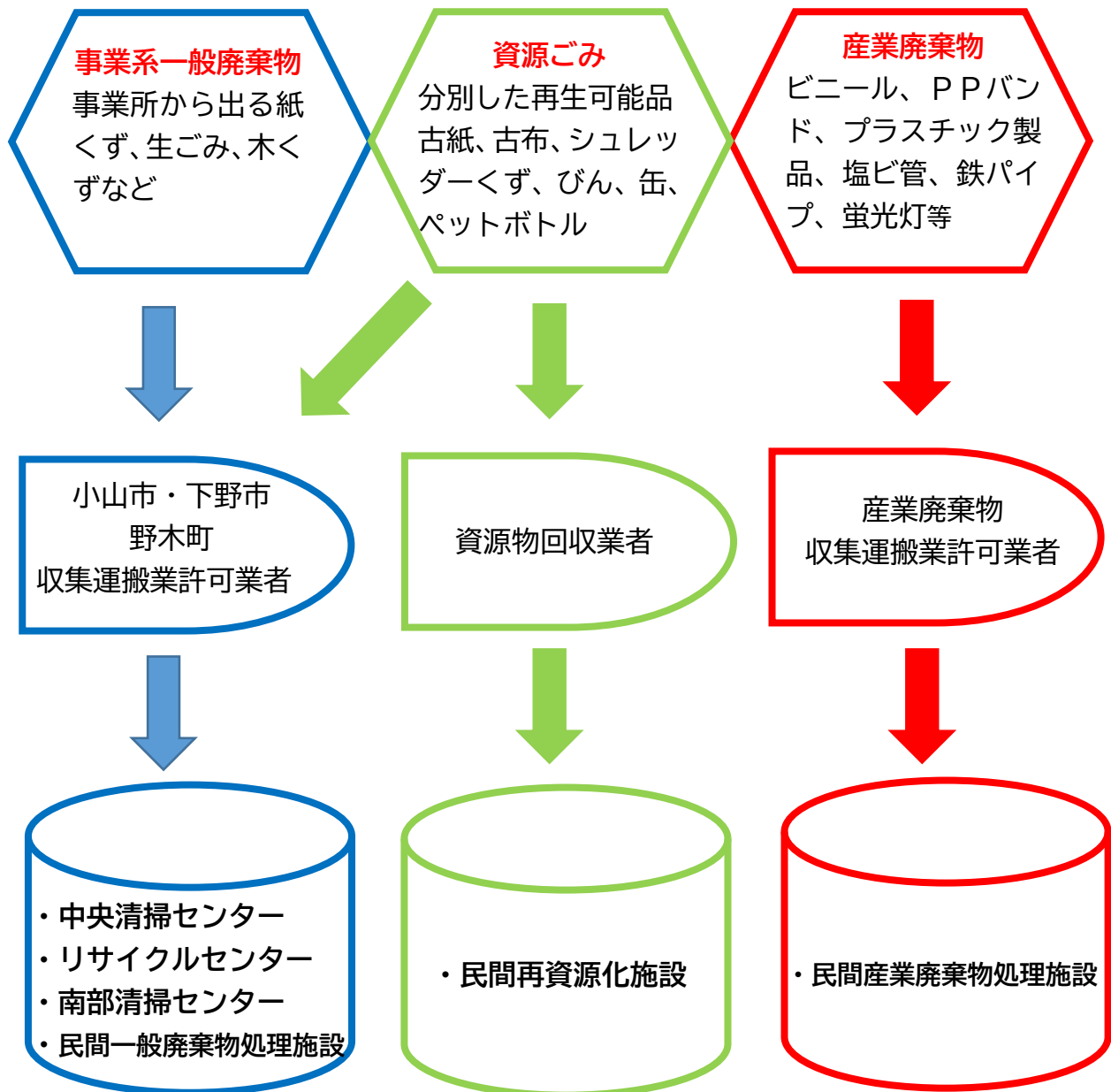


■事業系ごみの処理の流れ

飲食店や店舗、事務所などの事業活動に伴って排出されるごみは、一般家庭用のごみ収集所には出せません。

また、小山広域保健衛生組合のごみ処理施設では、分別がされていないごみを処理することはできません。

分別を徹底しましょう。
適切な資源物回収業者に依頼しましょう。



※許可業者等に委託するほか、事業者自ら処理施設に搬入することもできます。

■ 小山市、下野市、野木町が許可を行っている一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合

業者は下記の構成市町のホームページをご覧ください。

◇小山市ホームページ

ページタイトル : 一般廃棄物収集運搬業許可業者について

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/sangyou-sigoto/gomi-kankyuu-ryokka/jigyo-gomi/page001058.html>

◇下野市ホームページ

ページタイトル : 一般廃棄物処理業(収集運搬・荷卸・処分)

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0294/info-0000006915-3.html>

◇野木町ホームページ

ページタイトル : 一般廃棄物収集運搬に関する委託業者及び許可業者及び浄化槽清掃許可業者

<https://www.town.nogi.lg.jp/kurashi/gomi/page003466.html>

■ 事業者自ら当組合の処理施設に搬入する場合

◇各施設の名称・連絡先・所在地・搬入品目

○中央清掃センター（電話 0285 - 24 - 3194）小山市大字塩沢 576 - 15

搬入品目：可燃ごみ、可燃系粗大ごみ（畳・カーペット）、可燃系資源物【小山市】

○リサイクルセンター（電話 0285 - 39 - 8844）下野市下坪山 1632

搬入品目：びん、缶、ペットボトル、不燃ごみ、粗大ごみ（木製家具等）、可燃系資源物【下野市】

○南部清掃センター（電話 0280 - 33 - 3310）野木町大字南赤塚 1513 - 2

搬入品目：剪定枝、プラスチック製容器包装、生ごみ【野木町】、可燃系資源物【野木町】

◇開場日・時間

○開場日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

毎月第2・第4土曜日（祝日にあたる場合も開場）

○開場時間：8：30～11：30、13：00～16：30

◇手数料 10kgにつき 250円（搬入施設ごとに請求します。）

なお、10kg未満は10kgへ繰り上げ、11kg以上は10kg単位で端数を四捨五入します。

◇事業者自ら当組合の処理施設に搬入する場合は、「**廃棄物処理施設利用許可申請書**」による事前申請が必要です。詳しくは、小山広域保健衛生組合ホームページの「**廃棄物処理施設利用許可申請書様式**」をご覧ください。

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kouiki/gyosei/todokede-shinsei/page000355.html>

■産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は事業者の責任により、事業者自らが適正処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければなりません。なお、小山広域保健衛生組合の各施設は一般廃棄物中間処理施設であり、産業廃棄物は搬入できません。

○産業廃棄物についての問合せ先等

問合せ先：公益社団法人 栃木県産業資源循環協会
 〒320-0043 栃木県宇都宮市桜4-2-2
 電話 028-612-8016
 Fax 028-612-8017

■当組合のごみ処理施設で受け入れないもの（処理困難物等）

当組合のごみ処理施設では下記のとおり施設での処理ができないため搬入をお断りするものがあります。これらを処分する場合は産業廃棄物処理許可業者等にお問い合わせください。

産業廃棄物	一部、事業系一般廃棄物とみなすものを除いた、法で定める 20 種類です。特に次にあげるものはご注意ください。 ・農業用ビニール(マルチ、ビニールハウス等) ・ビニール袋 ・ブルーシート ・PPバンド ・プラスチック製品 ・白色トレイ ・塩ビ管 ・鉄パイプ ・蛍光灯
処理困難物	・廃オイル ・ガスボンベ ・農薬 ・塗料 ・石、土 ・バッテリー ・グランドピアノ ・古タイヤ、ホイール ・消火器 ・れんが、ブロック ・建築廃材(浴槽、洗面台等) 他
その他法令等の対象品	【家電リサイクル法対象品】 ・テレビ ・エアコン ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機
	【自動車リサイクル法対象品】 ・自動車 ・自動車部品 【二輪車リサイクル対象品】 ・バイク ・バイク部品
	【フロン排出抑制法対象品】 ・業務用空調機器 ・業務用冷凍冷蔵庫(ショーケース) ・ソフトクリームフリーザー ・ウォーターサーバー

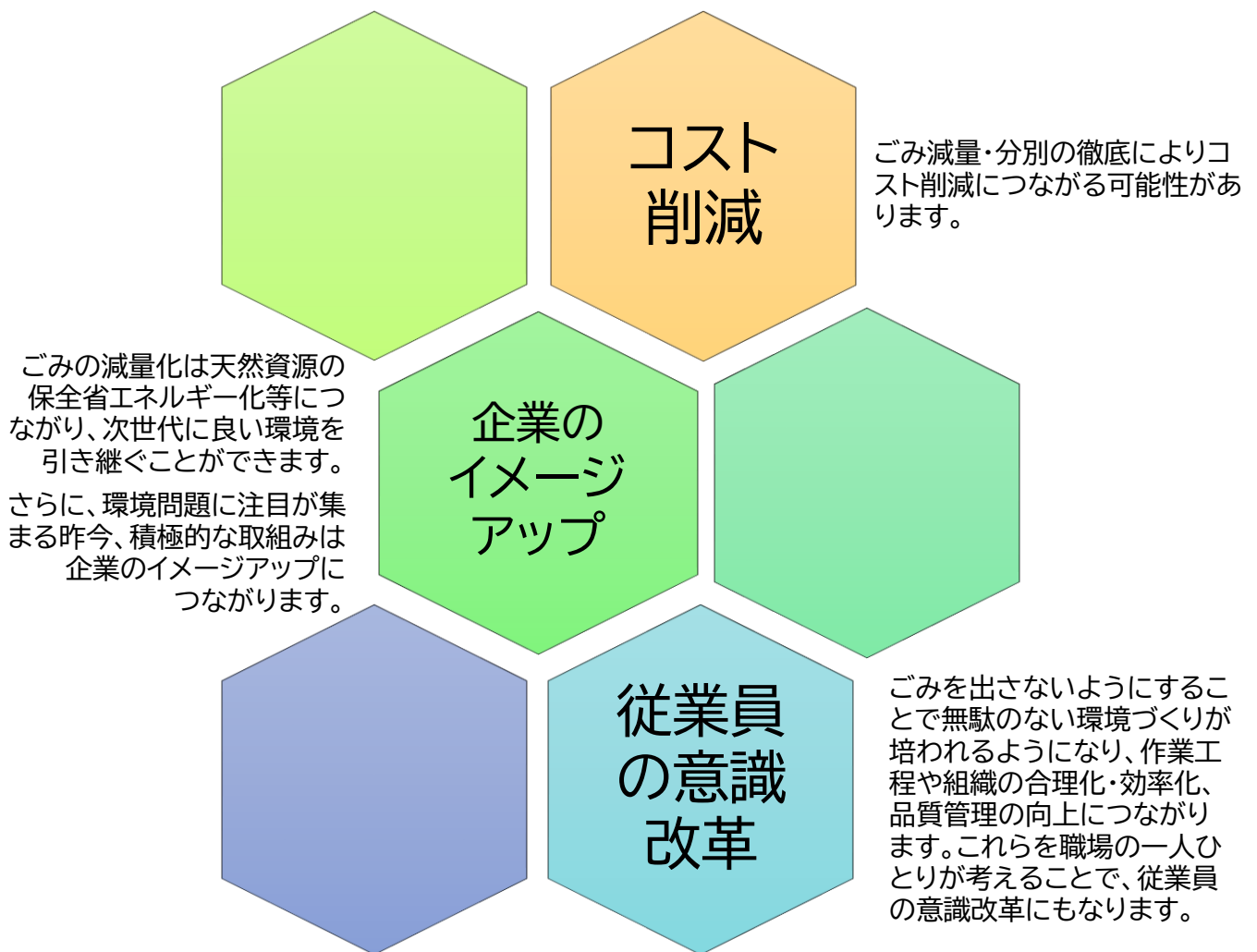
■事業ごみの搬入検査の実施について

当組合のごみ処理施設では事業ごみの搬入検査を通年、不定期で行っております。搬入物を直接確認する展開検査だけでなく、搬入車両の運転手へのヒアリングを行い必要に応じて、排出事業者への文書による指導も行います。処理困難物等の不適物の混入がないよう、分別にご協力をお願いします。

4. ごみ減量のメリット

事業所のごみを減らすことは、環境負荷の低減につながるだけでなく、ごみ処理の経費を削減できるなど様々なメリットがあります。資源物を分別すれば、ごみではなく有価物として売却できる場合もあります。

コスト削減、環境負荷の低減、会社のイメージアップのために、ごみ減量に事業所一丸となって取り組んでみましょう。



当組合及び構成市町では、市民・事業者との協働により、循環型社会の構築に向けたごみの発生抑制と資源化を目的とした各種取組を推進しています。

循環型社会を構築するためには事業者の皆さまのご協力が必要であり、「循環型社会の実現に資する」という理念をもって事業活動を行うことが強く望まれます。

5. ごみ減量と資源物の分別回収

廃棄物の適正処理とリサイクルを進めるうえでは、ごみの分別を確実に行うことが大切です。事業所にごみの種類ごとのごみ箱を設置し、分別を行いやすいように工夫されてはいかがでしょうか。

■ リサイクルできるものを分別することで

- ごみの減量につながる
- 資源として売却できる可能性も
- 処理における環境負荷の低減につながる



ごみの分別は、排出する事業者の方に行っていただくことが必要です。

また、ごみ箱を置いているスペース等に、ごみの区分を表示することで、より一層適正な分別につながります。



■ 分別の徹底とリサイクルの推進によるごみ減量の進め方（例）

ごみを処理するためには必ず費用がかかります。「ごみ処理経費削減」を意識して、それぞれの職場に合ったごみ減量に取り組んでみましょう。

◎ステップ1 担当者を決める。(組織を作る。)

誰が、どの部署が、率先してごみ減量を進めていくのかを決めます。

◎ステップ2 現状を把握する。

自分の会社が出しているごみを見てください。分別は適切にできていますか？

再生できる紙が捨てられていませんか？

どれくらいの量のごみを出しているのかを含めて、まず現状を把握しましょう。

◎ステップ3 減量のターゲットを絞り込む。

3Rを意識し、資源ごみの分別回収やごみの発生抑制について、取り組む余地はないか、現状ではごみとして廃棄しているものについてリサイクルの可能性があるかどうかを検討し、取り組むことができる内容を洗い出してみましょう。

◎ステップ4 できることから始めてみる。

洗い出した内容を自分の会社で始めてみましょう！！

例) 燃えるごみに捨ててしまいがちな紙類（メモ用紙、お菓子の箱など）を資源物として分別回収する。

例) ごみ減量計画書を作成する。ごみ・資源物の排出量に関する目標値を設定し、それに向けて資源とごみの分別の徹底などに取り組む。

◎ステップ5 減っているか、分別されているか確認する。（検証）

取組の効果がどうであったか、ステップ2に戻って現状を確認し、できることはないか再度検討しましょう。

■紙ごみの減量とリサイクル

事業系一般廃棄物の中で、大きな割合を占めるのが紙ごみです。書類や段ボール、新聞、雑誌などの古紙は、リサイクルルートが整備されており、減量効果も高いことから、取り組みやすい品目です。

◎紙の使用量の減量 ⇒ 余分な紙を使わないようにしましょう。

- ・電子メール、社内ネットワークの活用によるペーパーレス化
- ・両面コピーの励行やミスコピーの防止
- ・資料や書類の共有化や資料印刷部数の適正化

◎紙のリユース・リサイクル ⇒ 紙はごみにせず、一人ひとりが手元ですぐに分別を

- ・新聞紙、雑誌、ダンボール、厚紙、書類は必ずリサイクル
- ・リサイクルボックスを用意し、使い終わった紙やチラシ、封筒、カタログを分別
- ・メモ用紙、名刺などの小さな紙もリサイクル
- ・シュレッダー処理したものもリサイクル
- ・機密文書もリサイクル — 大量の機密文書进行处理する場合は、機密文書処理会社の利用を検討する。

◎雑紙のリサイクル

事業系一般廃棄物の中には、紙類がたくさん混入しています。この要因として、「雑紙」がリサイクルできること自体あまり知られていないことが考えられます。



このような雑紙は
資源です!!

■生ごみの減量とリサイクル

生ごみも事業所で排出されるごみのうち、多くの割合を占めています。次のような取り組みを進めてみてはいかがでしょうか。

◎生ごみの発生を抑制する。

- ・食材の管理を徹底して、食品を作りすぎないようにする。
- ・飲食店で食べ残しが減るような工夫を行う。
- ・調理するときはできる限り、くずを出さないようにする。
- ・会社の冷蔵庫等をチェックし、食べキリ・使いキリを徹底する。

◎食品残渣をリサイクルする。

- ・再生利用事業者等のリサイクル業者に処理を依頼する。
- ・生ごみ処理機を導入し、たい肥などにリサイクルする。

◎水切りを徹底する。

- ・生ごみの水切りをしっかり行う。

食品廃棄物を原料とした肥料・たい肥を積極的に使ってください。

- ・肥料　　すくすく君（小山広域クリーンセンター生産）
- ・たい肥　南部の恵み（南部清掃センター生産）

資源循環型社会に向かって

■ 畜産肥料 (汚泥発酵肥料)

すくすく君

汚泥を有効活用した、リサイクル肥料です。

原料

- し尿汚泥
- 動物糞尿原料 (生ごみ)

安全性

- し尿を直接原料とするのではなく、生物処理後の汚泥を原料としているため発酵的で安全です。
- 病原菌や雑草種子が死滅するといわれる温度 (65～70℃程度) で十分に発酵させるため安全です。
- すくすく君は、普通肥料登録済みです。

特長

すくすく君は有機質に富むため、次のような作用により地力を回復・増進し作物の生育に効果を発揮します。

- 堆肥中の、土壌微生物を活性化させます。
- 土の団粒構造を促進し、透気性や透水性を改善します。
- ネット状に加工された堆肥は、肥料成分の流出が緩やかでため、保肥力に優れています。

有効成分	含有率
窒素 (N)	1.4%
リン (P ₂ O ₅)	3.3%
カリウム (K ₂ O)	4.7%
水分	0.5%未満
水分	85～90%程度

小山広域保衛衛生組合 小山広域クリーンセンター

100% 有機質肥料 畜産肥料

このすくすく君は、環境省認定の畜産肥料登録番号を有するすくすく君です。また、環境省認定の畜産肥料登録番号を有するすくすく君です。環境省認定の畜産肥料登録番号を有するすくすく君です。

■ リサイクル関連業者（一例）

番号	事業者名	処理品目			連絡先	
		可燃系資源	金属類			PETボトル
			鉄	非鉄		
1	有限会社 間彦商店			○	小山市大字中久喜 186-2 電話： 0285-22-1125	
2	株式会社 ツルオカ 小山営業所		○	○	小山市大字萱橋 1085 番地 電話： 0285-49-3333	
3	ジャパンテック 株式会社			○	鹿沼市深程 990-30 電話： 0289-85-7988	
4	株式会社 メタビッツ		○	○	小山市大字立木 1518 番地 電話： 0285-47-3222	
5	美濃紙業 株式会社 石橋営業所	○			河内郡上三川町下神主 2-1 電話： 0285-51-1522	
6	有限会社 舟橋商店	○	○	○	小山市城山町 2 丁目 6 番 36 号 電話： 0285-25-1456	
7	関東アルミセンター 株式会社			○	下野市下石橋 177-1 電話： 0285-53-5521	
8	協栄産業 株式会社			○	小山市花垣町 1 丁目 14 番 21 号 電話： 0285-22-7988	
9	株式会社 坪野谷紙業	○			小山市大字荒井 566 番地 電話： 0285-22-6111	
10	株式会社 中島商店	○	○	○	小山市神山 2 丁目 11 番 33 号 電話： 0285-27-1853	
11	日本磁力選鉱 株式会社 東京支店 小山第一工場		○	○	小山市大字萱橋 1108 番地 117 電話： 0285-49-0812	
12	坪野谷商事 株式会社	○	○	○	下野市柴 4 番地 4 電話： 0285-40-1380	
13	有限会社 ファーストコーポ レーション		○	○	宇都宮市満美穴町 25 番地 電話： 028-667-5430	
14	三洋商事	○	○	○	小山市大字粟宮 1845 番地 電話： 0285-22-1603	

令和4年4月現在

— M E M O —

6. 事業系ごみのQ&A

Q 事業系ごみとは？

A 事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、官公署、病院、学校、社会福祉等の公共サービスなど、事業活動を行う上で発生したすべてのごみを言います。また、事業系ごみは、その種類により事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

Q 事業系ごみは、近くのごみ集積所に出していいの？

A ごみ集積所は、家庭から出るごみを対象としていますので、事業所から出るごみは、量に関わらず出すことはできません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。このため、事業者自ら処理施設に搬入するか、収集・運搬の許可を受けている事業者処理に委託する必要があります。

Q 店舗付き住宅の個人商店のごみも事業系ごみなの？

A 家庭からのごみとお店からのごみにきちんと分け、家庭からのごみは集積所に出してください。お店からのごみは事業系ごみとして処理することが必要です。事業系ごみを事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分していただき、それぞれ適正に処理してください。

Q お客さんがお店のごみ箱に捨てていったごみはそのまま出していいの？

A コンビニやイトイン等のごみ箱で集められるお客様の飲食に伴い発生したごみについては、プラ容器、びん・缶・ペットボトルを分別し洗浄すれば、資源物として受入可能です。紙ナプキン、割りばしなどは燃えるごみになります。

Q 一斗缶は一斗缶に入らないのだけど引き取ってもらえるの？

A 一斗缶はそのままお持ちいただけます。潰してお持ちいただく必要ありません。

Q 事業系一般廃棄物を直接施設へ搬入した場合の手数料は？

A ごみ処理手数料は、10kgにつき250円となります。ただし、多量の持ち込みの場合にはお断りする場合がありますので、多量にあるときは事前に各施設までお問い合わせください。

Q ごみを自分で焼却していいの？

A 庭や路上でドラム缶や家庭用の焼却炉などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。焼却は法に基づいた焼却施設でしかできません。

なお、違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または、この併科、さらに法人等に対しては3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられており、その未遂行為についても同じ罰則の対象となります。

Q 不法投棄とは？

A 不法投棄は大変重い犯罪です。法律では、みだりに廃棄物を捨てることを禁じています。また、個人の不法投棄に対して、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金または、この併科、さらに法人等に対しては3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

なお、私有地内に不法投棄された場合は市町でごみを撤去することができず、土地の所有者や管理者の責任で処理をしていただくこととなります。万が一、私有地内に不法投棄された場合は、所在する市町や警察にご相談ください。

Q 一般廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処理業者を教えてください。

A 構成市町のホームページをご覧ください。P13参照。

このマニュアルをご活用いただき、事業系ごみの分別・減量の
推進に向け、まずは、はじめの一步を踏み出してください。

問合せ先

◎構成市町

- ・小山市役所市民生活部環境課 〒323-8686 小山市中央町1-1-1
電話 0285-22-9286 Fax 0285-22-9897
- ・下野市役所市民生活部環境課 〒329-0492 下野市笹原2-6
電話 0285-32-8898 Fax 0285-32-8609
- ・野木町役場町民生活部生活環境課 〒329-0195 野木町大字丸林5-7-1
電話 0280-57-4246 Fax 0280-57-3945

◎処理施設

- ・中央清掃センター 〒323-0043 小山市大字塩沢5-7-6-15
電話 0285-24-3194 Fax 0285-24-3122
- ・リサイクルセンター 〒323-0115 下野市下坪山1-6-3-2
電話 0285-39-8844 Fax 0285-39-8840
- ・南部清掃センター 〒329-0112 野木町大字南赤塚1-5-1-3-2
電話 0280-33-3310 Fax 0280-33-3321

事業系ごみの減量・搬入マニュアル

発行 小山広域保健衛生組合施設課
〒323-0043 小山市大字塩沢6-0-4
電話 0285-22-8184 Fax 0285-22-3229
E-mail d-kouikisetsu@city.oyama.tochigi.jp

発行 令和2年 8月
第4版 令和5年 10月